



～小松市赤ちゃん紙おむつ定期便 ご利用案内～

【対象者】

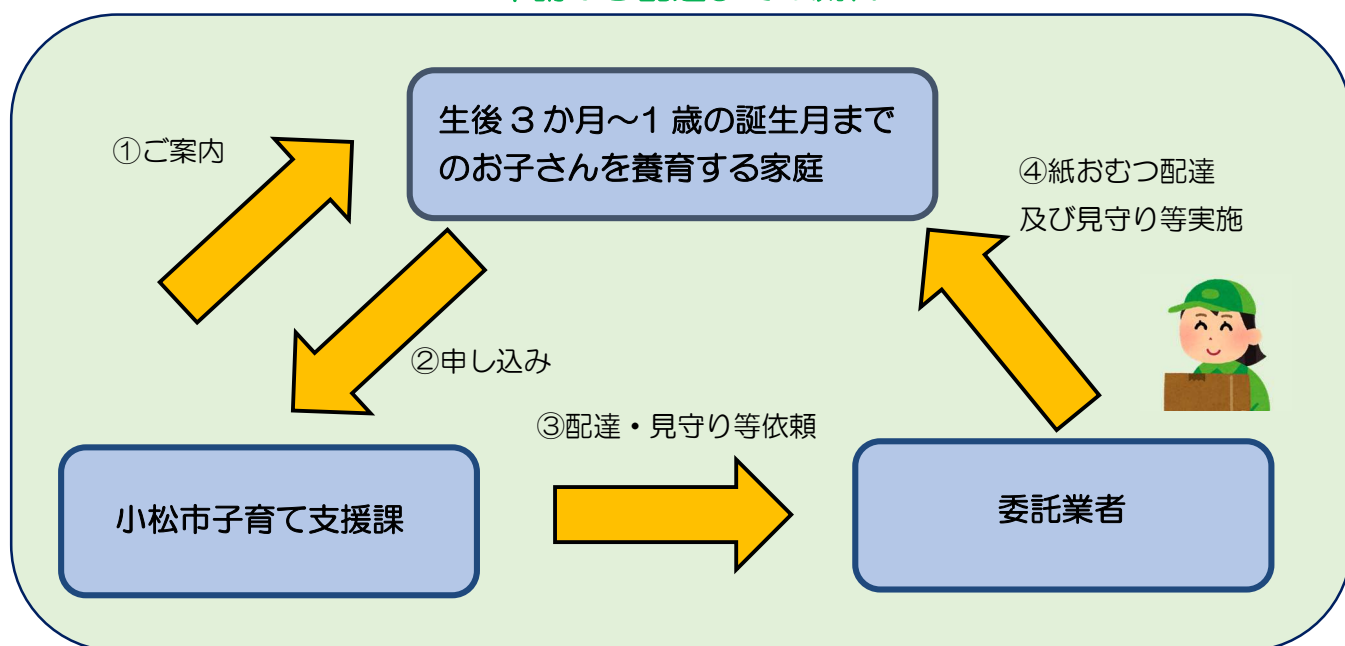
小松市に住所がある、生後3か月～1歳の誕生日までのお子さんとその保護者

※転入された方については、電子申請後1～3か月後に訪問を開始し、1歳の誕生日までが対象となります。

【支援内容】

- ・お子さんと保護者の方の見守り訪問と子育てに関する情報提供を行います。
- ・毎月1回ご希望の紙おむつを無料でお届けします。

～申請から配達までの流れ～



- ① 市から対象のご家庭へ、「小松市赤ちゃん紙おむつ定期便事業のお申込みについて」のご案内をします。(子育て支援課での出生又は転入関連手続き時)
- ② こまつ電子申請サービスで申請をしてください。
- ③ 小松市から委託業者に紙おむつの配達・見守り等を依頼します。
- ④ 委託業者から訪問日の連絡後、各家庭に毎月紙おむつを配達し、併せて見守りと子育てに関する情報提供を行います。

※委託業者(配達員含む)は、個人情報についてこの事業以外に利用することはありません。

～お願い～

- ・この事業は紙おむつの配達に併せて、お子さんと保護者の方の見守りを目的としています。そのため、紙おむつ等の支給品は原則配達員と対面し、受け取る必要があります。
- ・里帰り先などご自宅以外の場所への配達はできません。
- ・電子申請後、初回配達前のおむつの種類・サイズ等の変更については、子育て支援課までお電話ください。初回配達後は、委託業者にご連絡ください。